

入院等で医療費が高額になりそうなときの

限度額適用認定証 及び オンライン資格確認 について

医療機関に入院するときなど、医療費が高額になりそうな場合に医療機関の窓口で医療費の支払いが一定の金額（自己負担限度額）までとなる方法は、2通りあります。状況にあわせてご利用ください。

方法 1 オンライン資格確認導入医療機関で「限度額情報の提供」に同意する

オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口（※1）で保険証の提出またはマイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）の提示を行う際に「限度額情報の提供」に患者が同意して、オンラインで情報が確認できれば「限度額適用認定証」を提示しなくても、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。

受診する医療機関等は、
オンライン資格確認を導入済？

つぎのいずれかの方法で確認できます。

- 医療機関等に尋ねる
- 医療機関等の掲示物で確認する
- 厚生労働省 HP の「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」で検索する

方法 2 「限度額適用認定証」を利用する

オンライン資格確認が導入されていない医療機関等の窓口では、「限度額適用認定証」を保険証とあわせて提示することで、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。



※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来等複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代等）や入院時の食事負担額等は対象外となります。

注意！ つぎのような場合は、オンライン資格確認ができないことがあります。

- ・ オンライン資格確認を導入されていない医療機関・薬局
- ・ 医療保険に加入された時期等により情報が反映されていない場合
- ・ 被保険者が低所得者（住民税非課税等）に該当する方で、協会けんぽに非課税情報が登録されていない場合



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ